

議案第 6 号

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例

桐生市特別会計設置条例(昭和 39 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の桐生市特別会計設置条例第 1 条第 7 号の宅地造成事業に係る出納整理については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 6 号 桐生市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

宅地造成事業特別会計及び用地先行取得事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。